

令和5年(2023年)12月28日

姫路市長 清元 秀泰 様

姫路市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小川 一茂

姫路市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について(答申)

令和5年6月21日付けで諮問のあった、下記行政文書の公開請求に対して姫路市長が行った非公開決定処分に係る審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

2021年12月上旬ごろに社会福祉法人●●の不適切な法人運営について、監査指導課が法人の理事長に事実確認を行ったことがわかる書類、内容までわかる書類

答 申

第1 審査会の結論

姫路市長（以下「実施機関」という。）が行った、存否を明らかにしないで公開請求を拒否する旨の決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和5年2月16日付けで、「2021年12月上旬ごろに社会福祉法人●●（以下「対象法人」という。）の不適切な法人運営について、監査指導課が法人の理事長に事実確認を行ったことがわかる書類、内容までわかる書類」（以下「本件対象文書」という。）について、姫路市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）第6条の規定により行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書の存否を明らかにすることにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第5号に基づき、本件対象文書があるともないともいえない（条例第9条）として、令和5年3月2日付けで、本件対象文書の存否応答を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の提起

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年3月22日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、本件処分を取り消し、本件対象文書を公開するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 社会福祉法人に対して行政指導が実施された場合、これに対する法人理事長の回答は、個人としてのものではないため、個人情報に該当しない。
- (2) 審査請求人は、対象法人の元事務局職員として、法人運営の適正を求める目的で本件請求を行った。
- (3) 対象法人について不適切な法人運営があったという情報がある。対象法人の臨時評議員会の議事録には、理事長の発言として、不適切な法人運営があったことについて、「所轄庁から事情聴取されたが、特に問題はないと言われた、監査指導課に確認してもよい」と記録されている。
- (4) 法人の理事長が法人運営の適正さに関する所轄庁の質問に対して正直な回答をすることは法人の義務であり、理事長が虚偽の説明をしていることを知った場合、適正に指導する

のは所轄庁の権限であり務めである。それに対して情報公開するのは我々の知る権利、適正な当然の権利である。

- (5) 市の見解は、抽象的な将来の業務の差障りを心配することを優先し、所轄庁がなすべき責任追及の回避を選択したもので、社会福祉法第56条に定める指導監督の権限を行使する姿勢について大きな失望を覚える。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書及び審査会での事情聴取における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の考え方

本件請求は、対象法人において不適切な法人運営があったという前提に基づき、当該不適切な法人運営について、処分庁が事実確認を行ったことが分かる書類の公開を求めるものである。

一般的に、法人運営に関して市が事実確認を行う事例においては、情報提供がその端緒となっている場合が多く、請求内容のような情報を公開すれば、市へ情報提供したということが何らかの形で明らかになるというおそれを情報提供者に対し抱かせることになり、市として情報収集が困難になるなど、今後の監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、そのような情報は、条例第7条第5号アに規定する非公開情報に該当するものである。

また、請求内容のような情報が記載された文書の存否を答えれば、特定の者が情報提供したこと若しくはしていないことの確認又は情報提供後の事実確認の有無などの監査対応の判断基準・進捗状況などの監査手法の確認に使用され、正確な事実の把握等が困難になるなど、今後の監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、当該文書の存否を答えること自体が条例第7条第5号アに規定する非公開情報を公開することとなる。

よって条例第9条に基づき、請求内容について、その存否を回答しないという対応が妥当である。

2 審査請求事項に対する弁明について

- (1) 本件処分は、理事長の個人情報に該当するものとして非公開決定したものではない。
- (2) 審査請求人は、自らの立場や請求の目的の正当性等を述べるが、情報公開制度は、請求者の属性や請求の目的により、非公開情報の該当性に関する判断が左右されるものではない。

第5 審査会の判断

1 対象文書について

本件対象文書は、仮に存在するとすれば、対象法人において不適切な法人運営があったか否かについて、実施機関が対象法人の理事長に事実確認を行ったことや内容がわかる文書である。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 審査請求人は社会福祉法人に対する行政指導についての法人理事長の回答は個人情報には該当しない旨を主張するが、実施機関は、本件処分は理事長の個人情報に該当するものであるとの理由で非公開決定したものではない旨を主張している。この点について実施機関の主張は妥当である。
- (2) 審査請求人は対象法人との関係性や請求目的の正当性等を理由に本件処分の取り消しを

求めているが、公開請求においては、請求者の属性や文書との関係性、請求理由や利用目的等の個別的事情によって公開・非公開の判断が左右されるものではなく、誰に対しても同じ情報を公開する制度であるから、この点において、実施機関の判断は妥当である。

- (3) 条例第9条は、「当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えること自体が条例第7条第5号アに規定する非公開情報を公開することとなることを理由に、条例第9条の規定により本件処分を行っていることから、まず、本件対象文書の存否を答えることが条例第7条第5号アの非公開情報に該当するかどうかについて検討し、次に、本件対象文書の存否を回答することが条例第9条に該当するかどうかについて検討する。

ア 対象法人に対する事実確認について

対象法人に対する事実確認は、法律に定められている特別監査や定期監査ではないが、情報提供に基づいた事実確認である。こうした情報提供に基づく事実確認は特別監査などの端緒となりうるものであり、条例第7条第5号アの「監査」に含まれる。

イ 条例第7条第5号ア該当性について

実施機関は、仮に情報提供があった場合、それに基づき事実確認を行ったことを明らかにすることで、市へ情報提供したということが何らかの形で明らかになるというおそれを情報提供者に抱かせることになり、市として情報収集が困難になること、また、特定の者が情報提供したこと若しくはしていないことの確認又は情報提供後の事実確認の有無などの監査対応の判断基準・進捗状況などの監査手法の確認に使用され、正確な事実の把握等が困難になることなど、今後の監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張するが、市に対して情報提供があった場合、事実確認を行うことは通常想定されるものであり、また、そのような事実確認が行われたのであれば、それに関する文書を作成することも通常想定されることから、文書の存否について回答することは監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

よって、本件対象文書の存否について回答することは、条例第7条第5号アの非公開情報に該当するとは認められない。

ウ 条例第9条該当性について

上記イのとおり、本件対象文書の存否について回答することは、条例第7条第5号アの非公開情報に該当するとは認められないことから、条例第9条に該当するとは認められない。

よって、実施機関が条例第7条第5号該当性を理由とした条例第9条の規定により、その存否を明らかにしないで行った本件処分は妥当ではない。

- (4) なお、言うまでもないが、文書が存在した場合、条例に定める非公開事由に該当する箇所は非公開とすべきであるが、非公開事由に該当しない箇所は公開すべきである。

第6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 の 経 過

年月日	審査会	経過
令和5年 6月21日	—	諮問書提出
令和5年 7月21日	令和5年度第1回審査会	諮問説明 審議
令和5年 8月 9日	令和5年度第2回審査会	口頭意見陳述（審査請求人） 審議
令和5年10月10日	令和5年度第3回審査会	審議
令和5年10月20日	令和5年度第4回審査会	審議
令和5年11月 6日	令和5年度第5回審査会	審議
令和5年12月28日	—	答申